

介護老人保健施設 須坂やすらぎの園

入 所 の ご 案 内

<はじめに>

「須坂やすらぎの園」は、平成 10 年 4 月にオープンした介護老人保健施設です。私どもは、できる限り利用者の皆様 1 人 1 人のプライバシーを尊重し、明るい張りのある豊かな生活をつくり上げていくよう努めております。

この「ご案内」をお読みいただき、「須坂やすらぎの園」をよく知っていただき、ご利用者の皆様及びご家族の皆様が快適な毎日を送って頂くようご協力をお願いいたします。また、ご利用にあたり、いつでも館内の見学ができますので、遠慮なくお申し出ください。

1. 「須坂やすらぎの園」とはどういう施設？

「須坂やすらぎの園」は社会福祉法人「睦会」が経営する総合福祉施設須坂やすらぎの園に含まれる介護老人保健施設です。介護老人保健施設とは家庭と病院や老人ホームの間に位置する医療と福祉サービスを提供する施設です。

入所対象者は、介護保険の認定を受けた方で「病状安定期にあり、入院治療する必要はないが、リハビリテーション・看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする要介護者」（介護保険関係法令通知集）となっています。

また、この施設を利用する要介護者が、やがて家庭など生活の場で生活できるように利用者やそのご家族を援助することが大切な主旨となっています。

【入所・退所】

入所・退所は、事前資料をもとに、入所判定委員会で審査します。

【利用内容】

入所後は、施設生活の中で、身の回りの介護、機能訓練など、各種リハビリを積極的に取り入れ、家庭生活に戻るために援助いたします。併せて要介護者が入所している間に、ご家族には、介護方法の指導もいたします。

【お申し込みの方法】

利用の申し込みにあたっては、利用申込書・介護保険証が必要になります。担当の介護支援専門員またはご本人の病状や家庭事情をよくご存知の同居家族または近親者が、直接当施設までお問い合わせください。相談員が懇切にご案内いたします。

2. 利用料について

介護老人保健施設の「運営の基準」に基づき、利用料をいただいております。（介護保険制度では、要介護度の程度によって、利用料（1 割の自己負担分）が異なります。）

※具体的な利用料金については、相談をお受けした時にご説明させていただきます。

3. 利用料のお支払い方法

利用料は月末締めです。利用料は基本的に口座引き落としとなります。翌月の10日過ぎまでに請求書を郵送いたします。引き落としは毎月27日となっております。

4. 利用料の減免

当施設では、ご利用料について次の様に減免制度を実施しておりますので、詳しい事は相談員にご相談ください。

(1) 生活保護世帯・・・免除

(2) 市町村民税非課税世帯・・・減額

(ご利用料の40%～50%の額を減額いたします。)

(3) その他上記に準ずる生計困難者についても考慮します。

5. 医療について

介護老人保健施設は、比較的安定している病状に対する医療については施設で対応いたしますが、病状の悪化や急変時等医療機関による治療管理が必要な時は、施設を退所していただき、協力病院に入院していただくことになります。但し、再利用については、その都度相談に応じます。

6. 病院等医療機関へ通院したい時

介護老人保健施設に入所中の方は医療制度上、通常の保険診療が適用されません（歯科についてはこの限りではありません）ので、病院や医院への通院を希望する時は、必ず相談員まで申し出てください。

7. リハビリテーション

機能回復訓練や日常動作訓練が必要な方は、医師の指導のもとリハビリテーションが受けられます。「須坂やすらぎの園」では、できる限りの生活動作の自立と機能保持を目的とした、作業療法士（OT）や理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）等の専門スタッフの指導による「短期集中リハビリ」「生活リハビリ」等を行っています。

8. 利用期間

入所・退所は事前調査資料とともに、入退所判定委員会で審査し、その結果をご連絡いたします。

退所の時期や退所後の生活についてのご相談は、事前に相談員に申し出てください。

9. 退所にあたって

利用者が「須坂やすらぎの園」を退所して家庭で介護を受けるにあたっては、ご本人および介護者に対して、医師、看護師、介護士、リハビリスタッフ、管理栄養士、相談員による文書あるいは家庭訪問や実地の介護指導等の退所指導を行います。家庭での生活が少しでも容易になるよう一緒に考えていきたいと思っております。当施設「須坂やすらぎの園」のデイケア（通所リハビリ）やショートステイ（短期入所療養介護）

と併せてご利用いただくことで、在宅生活を支援します。

また、地域の在宅福祉サービス（デイサービス、ホームヘルパー、入浴サービス等）や、医療機関による訪問診療、訪問看護等のサービスの利用についてもご相談にのっています。

10. 日課と生活ルールについて

「須坂やすらぎの園」での生活は、できるだけ自由な雰囲気が生まれるように務めておりますが、集団生活であるため、最小限の日課・週課を定め、遵守していただくようお願いしております。

(1) 起床と消灯

起床時間は午前 6 時 30 分、消灯時間は午後 9 時です。

健康増進の為に、日中は少しでも活動的に過ごしていただき、消灯時間以後はベッドで静かに休んでいただくことにしております。

午後 9 時以降は、ベッドライトで読書等することも結構ですが、同室の方の迷惑にならないようにしてください。

(2) 食事

食事時間は朝食:午前 7 時 45 分から、昼食:12 時から、夕食:午後 6 時です。

健康上あるいは身体能力上特別の都合がある方については、職員が療養室へ配膳をいたしますが、それ以外の方はできるかぎり食堂で召し上がっていただくようにしております。

(3) 入浴

入浴は身体を清潔にすると共に、血行を良くしたり、気分を爽やかにしたりと入所者にとっては重要な生活の一部です。

入浴は週 2 回です。

＜一般浴＞

看護師、介護士の一部介助があれば入浴できる方

（火曜、水曜、金曜、土曜の午後）

＜特殊浴＞

看護師、介護士の全面介助の必要な方

（月曜、木曜の午後）

(4) 家族等の面会

ご家族や知人との面会時間は、利用者の日課や職員の業務の都合から、原則、**午前 9 時から午後 5 時まで**の間をお願いいたします。

また、面会の際には 2 階相談室のカウンターに備え付けの面会カードにお名前をご記入ください。尚、平日午後 5 時 30 分から午前 8 時 30 分、土曜、日曜は併設の特別養護老人ホームの玄関をご利用ください。

(5) 誕生会・季節行事等

毎月、誕生会や季節行事等を行っており、前もって日時や行事の内容が施設内に掲示されます。ご家族の皆様には都合のつくかぎり参加していただき、お年寄りとともに時を過ごしていただくことをお勧めします。

(6) 外出・外泊

外出や外泊はお年寄りのご家族との絆を保つために重要であるとともに、お年よりも大変楽しみにしていらっしゃいますので、どうぞ、積極的に行ってください。特に、年末年始・お盆等の節目には「外泊促進期間」を設けますので、是非、お年寄りのご家族と一緒に過ごすことができるよう、ご協力をお願いいたします。尚、外泊等にあたって、ご心配な点があれば、相談員へご相談ください。

11. その他

(1) 療養室の変更

介護老人保健施設は通所施設という施設の性格上、入退所の動きが頻繁にあります。やむを得ず療養室の変更をさせていただく場合もありますので、あらかじめご理解をお願いいたします。

(2) 保険証の番号や内容に変更があった場合

「須坂やすらぎの園」をご利用期間中に、保険証の番号や内容に変更があった場合には、新しい保険証を相談室に提示していただきますようお願いいたします。

社会福祉法人 睦会 総合福祉施設 須坂やすらぎの園
介護老人保健施設 須坂やすらぎの園

〒382-0902 長野県須坂市大字日滝字寺窪 2887-2

TEL.026-246-4600（代表）

TEL.026-246-6883（直通） FAX.026-246-6885

Email : somu@suzaka-yasuraginosono.com